

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）、本会定款第8条及び運営規約第51条に基づいて、本会において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものである。

第2 求人

1 本会は、（本規程 第8その他5 取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票により申込み。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えない。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。

第3 求職

1 本会は、（本規程 第8その他5 取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出国から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国）から、所定の求職票により申込みのものとする。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えない。

第4 技能実習に関する職業紹介

1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話する。

2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話する。

3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要

があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示する。

- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただく。
 - 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとる。
 - 6 本会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしない。
- 第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理
- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行う。
 - 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
 - 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
 - 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
 - 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
 - 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講ずる。
 - 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしない。
 - 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずる。
 - 9 本会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本会内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
 - 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
 - 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

第6 監理責任者

- 1 本会の監理責任者は、市川和宏である。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表第1の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 3 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表第1の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 4 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表第1の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

第8 その他

- 1 本会は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に適切に対応する。
- 2 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本会に対して、その報告を求める。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告を求める。
- 3 本会は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。
- 4 本会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、

国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。

5 本会の取扱職種の範囲等は、別表第2 取扱い職種範囲表のとおり。

6 本会の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本会の業務は全て技能実習関係法令に基づいて運営されるので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねいただきたい。

附則

この規程は、本商工会の設立の日(平成30年4月2日)から実施する。

附則(令和6年1月25日)

第7第2項から第4項までの別表第1の監理費表及び第8第5項別表第2 取扱い職種範囲表の改正規程は令和6年1月25日に施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表第1（監理費表）

種 類	項 目	監理費：円 実習生1人・ 年あたり	備考 *は消費税課税対象外
職業紹介費		0	
講習費	第1号技能実習生 講習費用	15,000	入国前講習費用*
	第1号技能実習生 集合講習費用	実費	入国後講習会費用 会場費、講師謝、教材費等
	第1号技能実習生 講習手当	60,000	入国後講習会時1ヶ月分の実習 生の生活費等*
監査指導費	実習生受入監理費	120,000	10,000円/月 監査指導、相談対応他監理全般 経費（消費税別途）
その他 諸経費	JITCO賛助会 員費	実費	JITCO規定額 年会費*
	実習生保険料	実費	外国人技能実習生総合保険料*
	外部監査費用	10,000	外部監査人による監査費用
	来航費用	実費	入国航空券代金*
	入国後移動費用	実費	迎えバス代金等
	健康診断費用	実費	入国時健康診断料
	技能検定・技能評価 試験費用	実費	受検（験）料（学科・実技）、交 通費（技能検定*）
	第1号技能実習生 送出し機関管理費	120,000	10,000円/月*
	第2号・3号技能実 習生 送出し機関 管理費	60,000	5,000円/月*
	実習計画認定申請 費用	3,900	外国人技能実習機構計画認定申 請手数料*
	ビザ申請料	実費	査証申請手数料
	ビザ申請用収入印 紙代	実費	収入印紙代*
	帰国時移動費用	実費	送りバス代金等 3号移行に必 要な一時帰国も同じ
	渡航費用	実費	帰国航空券代金* 3号移行に 必要な一時帰国も同じ

別表第2 取扱い職種範囲表

コード	職種	作業
3-2-2	建築板金	内外装板金
3-6-1	型枠施工	型枠工事
3-8-1	とび	とび
3-12-1	左官	左官
3-13-1	配管	建築配管
3-21-3	建設機械施工	掘削
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締
4-3-2	加熱性水産加工食品製造業	調味加工品製造
4-3-3	加熱性水産加工食品製造業	調味加工品製造
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
6-3-2	ダイカスト	コールドチャンバダイカスト
6-4-1	機械加工	普通旋盤
6-4-2	機械加工	フライス盤
6-4-4	機械加工	マシニングセンタ
6-7-1	工場板金	機械板金
6-8-1	めっき	電気めっき
6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て
7-4-2	プラスチック成形	射出成形
7-6-1	塗装	建築塗装
7-6-3	塗装	鋼橋塗装
7-6-4	塗装	噴霧塗装
7-7-1	溶接	手溶接
7-7-2	溶接	半自動溶接
7-8-1	工業包装	工業包装
7-17-1	RPF 製造	RPF 製造